（二）除却マンションに関する権利を有する者で、法の規定により、権利消滅期日において当該権利を失うものに関する事項

権利消滅期日において権利を失う者		除却マンションに関する権利					明渡しによる損失の額
				権利の内容		価額	
氏名又は名称	住所	所在	権利の種類	専有部分（家屋番号、建物番号、種類及び床面積）	共用部分の共有持分		
法第163条の35第１項第３号							法第163条の35第１項第４号

（三）補償金の支払に係る利息

補償金の支払に係る利息の決定方法

（法第163条の35第１項第５号）

（四）権利消滅期日

（法第163条の35第１項第６号）

（五）補償金の支払期日及び支払方法

（法第163条の35第１項第７号）

備考

１　建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第４条第２項の規定により共用部分とされている建物の部分及び附属の建物を対象とする場合には、同法第30条第１項の規約を添付すること。

２　法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。